

令和3年度

南三陸町議会会議録

3月第2回会議	3月29日	開	会
	3月29日	散	会

南三陸町議会

令和4年3月29日（火曜日）

令和3年度南三陸町議会3月第2回会議

会議録

令和4年3月29日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤仁君
副町	長	最知明広君
総務課	長	及川明君
企画課	長	佐藤宏明君

農 林 水 産 課 長	大 森 隆 市 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部 明 広 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	菅 原 義 明 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	高 橋 伸 彦

議事日程 第1号

令和4年3月29日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第118号 南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第119号 南三陸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第120号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第121号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。今年度最後の本会議になろうかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年度南三陸町議会3月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により議長においてこれを許可してあります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、御手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告は、御手元に配付したとおりであります。

ここで、工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで、行政報告を終わります。

日程第4 議案第118号 南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第118号南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第118号南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本町の一般職の職員の給与について改定したいため、必要な改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、議案第118号南三陸町職員の給与に関する条例及び南三陸町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書は1ページから、議案関係参考資料は2ページからとなります。

最初に議案関係参考資料で説明いたしますので、2ページをお開き願います。

1の令和3年の人事院勧告の概要についてでございますが、人事院におきましては民間事業所の個人別給与を調査した結果、月例給につきましては国家公務員の給与が約19円上回り、特別給につきましては年間支給割合が0.13月分上回っている結果となりました。このことを受けまして、給与につきましては官民格差が極めて小さく改正を行わないことといたしました。

一方で、特別給につきましては官民格差を解消すべく、期末手当の年間支給割合を一般職で0.15月分引き下げる勧告を昨年の8月に行った経緯がございます。国におきましては人事院勧告制度を尊重しつつも、コロナ禍の状況下で民間への影響を考慮しつつ、令和3年12月期の引下げ相当額につきましては令和4年6月の期末手当で調整することとし、地方公務員の改定につきましても国家公務員の取扱いを基本として対応するよう11月に通知をされ、現在開会中の通常国会におきまして国家公務員の給与の改正法案が提出されており、本町におきましても国に準拠し期末手当の支給割合を今般改正するものでございます。

今回の条例改正では、大きく2点ございます。

1点目は支給割合の改定でございますが、2の表に記載しておりますが、6月期、12月期ともそれぞれ0.075月、年間にいたしますと全体で2.55月から2.4月と0.15月引き下げるものでございます。

3ページ目の新旧対照表をお開き願います。

19条の第2項部分は、さきに申し上げましたが、一般職の期末手当に乗ずる率を改定し0.075月分を減額する改正でございます。第3項につきましては、再任用職員の期末手当につきまして、国家公務員の改定に準じまして期末手当に乗ずる率を改定し、0.05月分を減額する改正内容となっております。

4ページ目は特定任期付職員の改正分でございますが、特定任期付職員とは、弁護士や公認会計士などある一定の指定されたライセンスを持った職員を雇用する場合で、本町におきましては該当いたしませんので詳細は割愛させていただきます。

次に、2ページに再度お戻り願います。

改正の大きな2点目といたしましては、3の特例措置に関する事項であります。先ほども申し上げましたが、国からの通知におきまして、令和3年12月期の引下げ相当額につきましては、令和4年6月の期末手当で調整することとされることから、それに向けての改正内容でございます。簡単に申し上げますと、資料の1番最下段に線で囲まれた部分になりますが、昨年12月期の期末手当につきまして、人事院勧告どおりに実施していった場合に減額となるべき額を、本年6月期に支給する期末手当から減額するといった改正でございます。

議案書に戻りまして、議案書の2ページをお開き願います。

今申し上げた特例措置部分につきましては、附則に規定をさせていただいております。附則の2に記載している部分につきましては、(1)のアは、これは一般職を指しますが、計算上は令和3年の12月に支給した額に127.5分の15を乗じて得た額を令和4年6月期に支給する額から減じた額とするものでございます。(2)の再任用職員につきましては、令和3年12月に支給した額に72.5分の10を乗じて得た額を令和4年の6月期に支給する額から減じた額とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今課長説明あった人事院勧告の関係で6月に減額されるというそういう議案なんですけれども、そこで伺いたいのは、本年6月にこの条例可決になったときに大体どれぐらいの本町で金額が減額されるのか、もしこの時点でお分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、任期付職員ということで特定の任期付は本町ではないということであつたんですけれども、そこで当町、職員定数見直し等が行われている中で、今後専門的な事業等での任期付職員等の採用予定というんですか、近々というか今後の予定等ありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、1点目のいわゆる影響額という質問でございますが、まず、12月部分で勧告より多く支払っていた部分、いわゆる特例措置分につきましては、本町職員、看護師等も含めてなんですが、全体で294名ほどが対象者でございます、額にしますと1,340万円ほどの減額という形になります。

一方で、今年度に支給される率も下がっておりますので、その部分の影響額につきましては6月分で684万円ほどとなっております。年間ベースにしますと、1,370万円ぐらいとなりますので、両方足しますと2,750万円ほどといったような金額になるかと思っております。2,710万円ほどという影響額になります。

それと、特定任期付職員の採用の考え方なんですが、弁護士等につきましては、現在は顧問弁護士という形で委託しておりますので特にそういった計画は今のところございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 本議案が可決になった場合に、大体年度で2,700万円減額になるということであつたんですけれども、こういった減額に関して、当然この議会で決まればそのままなんでしょうけれども、そこでこの減額される方たちへの周知というか、これはもうこの議案が出た時点で分かっているのか、その辺の確認というんですか、そこをお願いしたいと思います。

あともう1点は、先ほど任期付職員、特定任期付じゃなくて、普通の、今だと確か活用センターの方でしたっけ、任期付でやっているのは。それで、そういった形の分野、別の分野でもいいんですけれども、今後、何ていうんですか、どういった分野かで採用というか、採用する予定があるかどうかの確認を再度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 特に周知という形では現在考えてはございません。我々公務員につきましては、特に地方公務員については国公準拠という原則でこれまでも取り扱っておりますので、常々人事院勧告の内容についてはそれぞれの職員が常に注視していることですので、そこは皆さんお分かりかなと思います。

それと、活用センターは特定任期付職員ではなくて任期付研究員という職でございます。現在2名おられますけれども、今後増やすという計画は今のところはございませんが、その時々状況に応じて、採用するかしないかも含めて検討していくことになろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第119号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第119号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第119号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は4ページ目から、議案関係参考資料は5ページをお開き願いたいと思います。

条例改正の背景、経緯等につきましては先ほども申し上げましたが一般職と同じでございます。今回の条例改正ではさきの議案と同様に、令和4年度の期末手当の支給割合の改定と昨年12月期の期末手当につきまして、人事院勧告どおりに実施していた場合に減額となるべき額を、本年6月期に支給する期末手当から減額するというものの2点でございます。

1点目につきましては、支給割合の改定でございますが、議案関係参考資料の5ページ目をお開き願います。

第4条第2項でございますが、国においては事務次官などの国家公務員一般職の指定職の改定に準じまして、6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.05月、年間にしますと3.35月から3.25月へ、年間で0.1月引き下げるものでございます。

2点目といたしましては、特例措置についてでございますが、議案書の5ページ目を御覧いただければと思います。

こちらの特例措置の部分については附則に規定をさせていただいておりますが、一般職と同様に昨年12月期の期末手当について、人事院勧告どおり実施していた場合に減額となるべき額を本年6月期に支給する期末手当から減額する内容となっております。計算上は令和3年12月に支給した額に167.5分の10を乗じて得た額を、令和4年の6月期に支給する額から減じるというものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほどと同じように、特別職の期末手当と旅費の影響額というんですか、そこをお分かりでしたら伺いたい。あとそれと併せて、これ特別職なんですけれども、昨年度の全体的な関連になるかと思うんですが、旅費はどのような形だったのか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 影響額でございますが、特別職、町長、副町長、教育長、この3名で、特例措置分といわゆる令和4年の減じられた額、総額しますと45万円ほどの減という形になっております。

それと、関連の旅費につきましてはまだ年度末が終わっておりませんので、令和3年度の決算という形でお聞きになっていただければと思います。手元にも資料はございませんので、

そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 影響額は分かりました。そこで旅費に関してなんですけれども、昨今こういった疫病の中で、当初よりというか、どのような動きというんですか、通常どおりの旅費が使われたのか、それとも案外こう使われなかったのか、そういった何というか状況の確認をお願いしたかったものですから、もしお分かりでしたら、正確なところをお答えしたいというんでしたら決算書で確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 額等については決算等でお尋ねいただければと思います。全体の傾向といたしまして、当然のことながらコロナ禍の状況において、リモートでの会議とかそういった部分はかなり各課で多いようでございます。そういったことから、旅費に関連する例えば借上料、そういったものも含めて減額傾向であることは間違いございません。あと旅費で大きな部分は、町長が感謝状贈呈訪問という形で行っておりますが、残念ながら今年度中には終わることができないという状況下にもなっておりますことから、旅費という部分については、令和3年度については大幅に少なくなっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第120号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第120号工事請負変更契約の締結についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度伊里前南側整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書6ページをお開きください。

議案第120号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事の目的、令和3年度伊里前南側整備工事でございます。契約金額変更前2億900万円、変更後3億4,889万2,500円、1億3,989万2,500円の増でございます。契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料6ページをお開きください。

こちらに変更の主な内容を掲載をさせていただいてございます。

1点目といたしまして、造成工におきまして盛土工の土工量の減で、400万円の減ということでございます。あと、安定処理工とございますが、土質の改良工の増ということで防集等で発生した流用土を活用するという事で事業を進めてまいりましたが、一部強度の不足する土質が見られたということで、今回1万4,000立米ほど安定処理を増工するものでございます。それによりまして、1億3,900万円の増でございます。

3点目といたしましては、既存施設の撤去移設工ということでございますが、具体的には変更内容にございますように鳥居の移設工事といたしまして500万円、トータルといたしまして約1億4,000万円の増工となるものでございます。

7ページ目をお開きください。

7ページ目に平面図、あと断面図を掲載をさせていただいてございます。土工量が4万4,600立米が3万3,700立米、差引きいたしますと1万900立米の減となったものでございます。あと、下の断面図でございますが、東側、真ん中に道路を挟みまして東側の盛土部分におきまして、現在盛土済みが1万4,600立米、その上の1万4,000立米につきまして土質改良が必要ということで今回変更とさせていただくものでございます。

8ページ目をお開きください。

8ページ目につきましては、鳥居の設置、移設ということでございまして、盛土に伴いまして鳥居の位置が低くなるということで、従前と同じような地盤からの高さに移設をするとい

うこととでございます。高さにいたしますと約5.8メートル、距離にいたしますと9.3メートルほど移動をさせるという内容となっております。

9ページ目には、工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番です。何点かお伺いします。

まずもって、ただいまの説明の中で1億4,000万円。当初は2億900万円から1億4,000万円というかなりの金額が追加になるわけです。増額になるわけです。それで、ただいま課長の説明ですと、大きなものが土質改良工の増、安定処理材ということをお伺いしました。それと、盛土の減が400万円の減になっております。以前これが審議されたときの説明ですと3万3,000立米が入るということで、ただいまもお話でした。そこから今度、改良土が1万4,000立米、あと盛土材、盛土した今終わっている部分が1万4,600立米、あと2万8,600立米の土が入るわけですけれども、今度改良する1万4,000立米、この内容、どういう工程をするものなのか、1億4,000万円。それと、多分残土だけを入れるのではなかろうかと思われましても、その辺の詳細な説明をお願いします。

それから、この鳥居の件なんですけれども、今写真を見ますと盛土計画高が鳥居の下、1メートルぐらいの下になっておりますけれども、500万円かけるのであればこのまま残してもいいのかなという感じがします。それで、これを移設することを神社側と相談したのか。どこと、伊里前会と相談したのか、勝手にやれるわけではないので、どのような内容の相談をなさったのか、いつの時点で行ったのか、それが2点目。

それから、関連でお伺いしますけれども、今度の16日の津波、地震がありました。そのときのフラップゲート、それらは確認したのかしないのか。地震によってうまく上がった、水がないとフラップゲートは動かないと思っておりますけれども、その辺の確認はなされたのか。あるいは漁民の人たちからそういう話を聞いているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1点目の御質問でございます1万4,000立米、どのような改良をするのかということとございますが、これにつきましてはセメントを混ぜまして路体並みの強度を持たせるというものでございます。今回は、場所的にハマーレがございまして。あと漁協がそばにございまして。それでワカメの集荷とかもございまして。あと近くには学校もご

ざいます。ということで、改良工法いろいろ種々あるんですが、今回は、要はセメントを混ぜる際に飛沫が飛ばないように工法を選定してございます。具体的にじゃあセメントをどのぐらい入れるのかということでございますが、立米当たり一応30キロほどを添加をいたしまして混ぜ込んだ土を敷きならすという方法でございます。

それと、鳥居の移設につきましては、当然ながらこれは町で勝手に移設できるものではございませんので、これは当然神社の総代会、あとはその地区の伊里前会とかですか、そういった方々にお立会いをいただいた上で移設の場所は決めてございます。議員も御承知かと思いますが、数年に1度大祭がございまして。その際に、鳥居で一度みこしが止まってそこから一気に下り下りするというのが通例になってございまして、それに合わせた高さまで鳥居を移設してほしいという地区の希望に基づきまして移設をするものでございます。

あと、3点目のフラップゲートでございまして、点検した段階では異常は見受けられなかったということでございますが、議員も御承知のとおり、フラップゲートは水が来て初めて浮き上がるというような構造でございまして、今回の地震で浮き上がるということはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今お話を聞くと、残土にセメントを混ぜて入れると。図面を見ますと、この1万4,000立米が全体に敷きならされるイメージなんですけれども、私から言えば、今やっている、終わっている盛土の上にやるわけですから、これが芝張るほうにも全面にこれがこういう工程をするのかですね。部分的に、そうですね、駐車場以外の西側、その建物を建てる場所にだけを、それを使うのか。駐車場芝、あちらのほうが、要するに三嶋神社の下、あの辺まで行うものなのか。その辺お伺いします。

それから、神社の人たちと相談したということは当然だと思われましてけれども、金額までも、500万円という金額までも相談したんでしょうか、地元の人には。その500万円となる根拠ですね、費用の。それは、地元の人たちにはこのぐらいかかりますということを言っているのかどうか、確認してるのかどうかお伺いします。

それから、フラップゲートの関係ですけれども、今大分終わって、終わらないのが田の浦の辺りだと思われましてけれども、いざというときに、この間の16日もすごい地震でございました。それを地元の人たち、水が来ないと、幸いあのときは何十センチ来たか分からないんですけれども、水が来てフラップゲートが閉まるという構図になっております。そうした場合は、各浜々の地元の人たちは、それをどのように確認をしているのか、いないのか、町としても

それを聞いているのかどうか、その辺をお伺いします、再度。その田の浦と名足は、今整備中だからそれができないと思いますけれども、あと何か所の地区が完成して、フラップゲートが完成しているのか、そこも併せてお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。東側、道路を挟みまして東側は全面改良土、セメントを混ぜ込んだ土で盛土をするということでございます。

鳥居の移設につきましては、金額、地区にお示ししたのかということでございますが、お示しはしてございません。これはあくまでその補償工事でございますので、町で移設を行うということで地区負担は伴いませんので金額の提示はしてございません。

あと、フラップゲートに関しまして、ちょっとすいません、一部御質問の意味が理解できかねるところがございましたが、町では地震の後に職員でフラップゲートならず、防潮堤等を本体等も、あとはその防波堤等も点検をしてございます。その段階では、フラップゲート周辺で大きな変状が見られなかったということで異常なしという報告を受けているということでございます。

それと、フラップゲートにつきましては、全漁港完成をいたしますと一応26基のフラップゲートが完成するということになります。現在田の浦ですと、フラップゲートが3、ちょっとすいません私の記憶が間違っておりましたら御容赦いただきたいと思うんですが、田の浦が3基、それと名足が2基、あとは今水戸辺漁港でやっておりますので、水戸辺漁港で1基ということで、まだ未完成が26基中6基ということでございます。ちょっとすいません、数に間違いがございましたならば御容赦をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでその盛土の関係なんですけれども、今現在、大分盛土が入っております。そして、その大分入っていた盛土が1万4,600立米。そして、今後東側に新しく今度セメントを入れたものですね、1万4,000立米なんです。そうすると今かなりの量が入っているんですけれども、ほぼ同じぐらいの立米になろうかと思われるんですけれども、それともこの東側にだけ入れるということは、この面積から見ると3分の1に見えますけれども、その辺は立米数に違いがないのか。先ほど課長の答弁ですと2万8,000立米で、900立米ですか、が余るということなんですけれども、それで間違いはないですか。当初は3万3,000立米ここに入るということだったんですけれども、今この土質改良土も含めると、2万8,600立米になります。そうすると500立米が少なくなるというような単純な計算なんですけれども。先ほどの

答弁ですと1,900立米というような、私の聞き方が悪いのか、そういう答弁でしたけれども。その辺再度確認いたします。それがすれば、この盛土材をコンクリートのセメントの混ぜたものを入れると、高さ的に本来の設計上の高さになるのかどうかということです。そこをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。私の理解不足なのか質問の意味が一部理解できかねてございますが、再度御説明をいたします。

盛土につきましては、4万4,600立米が3万3,700立米に減となりますことから、差引きいたしますと1万900立米の盛土量が減ったということでございます。これは、道路を挟みまして東側に当たる部分で1万900立米減ったということでございます。

それと、盛土の高さというお話でございましたが、これは造成の基面ですね、基面、この上にまた碎石を敷いて舗装をしたり、あとは土を入れて芝生を張ったりということがございますので、これはあくまでその基面の部分の盛土ということでございますので御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 終わりです。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、先ほど課長の説明では、一部強度の不足というそういう説明がありました。そこで伺いたいのは、今回残土の強度検査というのを適切に行われたのか。何か聞くところによると、菫の浜等の残土を使う予定ということで、そういったところを検査したんでしょうけれども、そこでもう1点は、町内各所に残土があるわけですけれども、今回ほかの部分の強度検査は行われたのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 強度不足ということで、当然ながら土質土壌検査をいたしまして必要ということで、今回3月補正で予算も計上させていただきまして、今回変更契約ということで御提案をさせていただいているというところでございます。

それと、土質の検査につきましても、今議員おっしゃるとおり菫の浜のほかに一応入れる予定といたしますと、伊里前南側に残土を使用しようとして予定しておりますのが、菫の浜のほか、中山地区、あと松井田地区の土もこれから使う予定としてございますが、こちらにつきましても当然ながら土質の検査をしてございます。現在もう既に盛っておりますのは、これ菫の浜から持ってきてございますが、今盛っている材料につきましては、土質検査の結果

改良する必要もなく通常に盛れるという良質土を今使って盛土をしておりまして、その上に強度の不足するものが入るものですから、それをセメントで改良して耐え得る土質のものにするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで伺いたいのは、その土質の改良が必要なまでの残土をあえてこの場所に持ってくるという、そういうことが必要だったのか。ほかの部分、ほかのところの残土は使えなかったのか、その点再度確認させていただきたいのと、何かこれまた聞くところによると、買ったら、残土を買うというんですか、どこから立派なやつを買ってきたら、改良するよりもお金がかかるというそういうことも聞いていましたんで、そこでもし、もしという問いが正確かどうか分からないんですけれども、これをこの分どこから立派な土を買ってきたら、幾らぐらいの増額になったのか、試算していたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 土につきましてはおおむねどちらかといいますと歌津方面、志津川清水とかですか、から北側のほうにどちらかといいますと集中してございまして、どうしてもそちらのなるべくいい土を使っているというところではございますが、やはりどうしても改良の必要があるということで、今回改良ということで変更契約を上程しているわけでございます。

それと、議員の2点目の御質問でございますが、当然ながら最少の費用で最大の効果というのを常にやはり心がけてやってございますので、当然ながら購入した場合と改良した場合の比較検討はしてございます。これ、今回1万4,000立米を地盤改良するというところで上程してございますが、仮にこれを購入したとした場合には、これにプラス約2,000万円ほど費用がかかるということでございますので、費用対効果ということで、なおかつ発生した土砂を有効利用できるということもございますので、購入土ではなく改良土を選択したということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の説明で大体分かったんですけれども、そこで課長の説明ですと、歌津及び清水地区辺りの残土を活用ということだったんですけれども、あえてもっとう志津川方面の残土等の強度検査というんですか、そういったこともしっかりしたのか、その点確認をお願いしたいんですけれども。あえて改良しなければいけないようなそういう状況だったのかも確認させていただきたいと思います。

あと、買って、買ってと言ったらおかしいですけど、2,000万、1億幾らのあれの2,000万円、確かに最少の費用で最大の効果という課長のモットーはもっともなんですけれども、こういった残土の活用方法しか見いだせないということは、今後の復興事業が終わった後の残土を活用するといった場合に、大分障害というか障壁になるんじゃないかと思うんですけども、その点今回使ったほかの残土は、こういった改良が何かの事業に使う、その事業の種類にもよるんでしょうけれども、おっかなくて今後は残土を活用できないんじゃないかという思いがあるものですから、その点の確認をお願いしたいと思います。

あと、今回この残土、立米当たり30キロのコンクリートを混ぜて、そうして土を盛ってその基面としてその上に砂利とか芝生ということなんですけれども、こういったコンクリートを混ぜた土壌で、芝生等は正常にというか育つのか、その養生をする面においては大丈夫なのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。ほかの土置場も土質検査したのかというお話でございますが、先ほども申しましたように、主に、どちらかといいますと清水以北に仮置場は集中してございまして、とはいうものの確かに戸倉小学校跡地にも仮置きをしております。ただ、そちらということになりますと今度は距離が遠くなりますので、運搬費がまたそれにプラスアルファでかかってくるということもございまして、そういったもろもろを勘案した上で、この当該地区、松井田、中山、それと蕨の浜の土を使うということとしたものでございます。

それと、今後の残土の活用ということでございますが、それにつきましては議員が先ほどおっしゃいましたように、その残土をどういったところにどのように活用するかということによりまして、改良が必要なのか必要じゃないのかということもございまして、その辺は今何ともおっかなくて使えないというお話でございますが、使うのであれば危険のないような手法を用いて使う、もしくはそのいいところを使うという利用の仕方になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「芝生の件をお願いします」の声あり）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それにつきましては、今後この後盛土をしまして造園業者さん等々入ってまいりますので、その辺はそういったことのないように手法等を考えながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第121号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第121号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号令和3年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、米価下落対策として実施する稲作農家緊急支援事業に係る繰越明許費を追加したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第121号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）について、細部説明をさせていただきます。本補正予算につきましては、総額等の補正はなく繰越明許費の追加補正となっております。

予算書の2ページを御覧ください。

第1表の繰越明許費補正でございます。1件の追加となっております。令和3年度末までに完了することが難しい事業につきまして、財源をつけて翌年度に繰り越すものでございます。稲作農家緊急支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により米価が下落したことによりまして、主食用米作付農家を対象に支援する事業でございますが、一部農家におきまして令和3年産米の販売が年度内中に終わらないことから、4年度へ繰り越すものでございます。なお、事業の完了予定は令和4年10月を見込んでおります。繰越明許費につきましては、1月会議で新型コロナウイルス関連事業で9事業、さきの3月会議で13事業の繰越明許事業について御承認をいただいておりますが、本補正の事業を合わせますと合計で

23事業、金額にしますと17億4,084万円となります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

今回の繰越明許に関しては分かったんですけども、そこで先ほど課長の説明ですと、主食用の稲作農家というそういう説明がありました。そこで伺いたいのは、主食だけじゃなくて飼料用等の稲作というのは当町でどれぐらいやっていて、そちらの何というんですか、支援等は必要なかったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 飼料用米ということですが、数につきましては耕作面積が3,746平米ということになっておりますけれども、飼料用作物につきましては値段がかなり高値で推移しておりますし国からの補助もしっかり出ておりますので、今回は米価下落ということでの支援ということになっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 飼料用の米価というんですか、そういったやつは今回のあれに影響されなかったというそういうところで確認できるのかその点再度伺いたいのと、あと、今後当町においてのこの飼料用米の何というんですか、やる人の見込みというんですか、そういったところがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 飼料用米につきましては、当然今世界中でいろいろございますし、麦なんかは代表的なものですけれども、高収益の作物として作付転換を農家の皆さんに促しているという状況ですので、絶対数が国内では足りませんので、それにつきましては今回影響はないのかなと、下落の影響はないのかなということと、それからもう一つ何でしたっけ。当然主食用米については毎年毎年その減量を国からうたわれておりますので、その代わり麦であるとか飼料用米であるとかそういったものの転換を勧められておりますので、今後増えていくと考えて結構だと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度南三陸町議会3月第2回会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時59分 散会